

兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則

平成27年8月18日
兵庫県公安委員会規則第9号

兵庫県公安委員会における特定秘密の保護に関する規則をここに公布する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」という。）に基づき、兵庫県公安委員会（以下「委員会」という。）における特定秘密（法第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し、委員会が実施すべき措置等について必要な事項を定め、その適正を図ることを目的とする。

(準拠)

第2条 委員会における特定秘密の保護に関しては、法、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」という。）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(特定秘密管理者)

第3条 委員会における特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、兵庫県警察本部総務部総務課長とする。

(保全責任者等)

第4条 特定秘密管理者は、警察職員の中から特定秘密の保護に関する業務を補助させる者（以下「保全責任者」という。）を指名するものとする。

2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

3 特定秘密管理者は、保全責任者が不在であることその他その職務を行うことができない理由があるときは、臨時にその職務を代行する警察職員（以下「職務代行者」という。）を指名することができる。

4 保全責任者及び職務代行者は、法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。

(知識の習得等)

第5条 委員会の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）は、特定秘密を保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図らなければならない。

第2章 特定秘密の指定等に伴う措置

（特定秘密の表示の方法）

第6条 保全責任者は、令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）をするときは、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により、令別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、他の色とする。以下同じ。）で付すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該表示は、当該部分にすること。
 - (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。） 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、令別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
 - (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件（見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により、令別記第1様式の「特定秘密」の文字及び枠を赤色で付すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 2 前項に規定する特定秘密表示を特定秘密を記録する文書又は図画に付す場合において、当該文書又は図画がつづりの一部であるときは、当該つづりの表紙に「特定秘密文書」の文字を赤色で付するものとする。ただし、当該つづりの表紙に特定秘密表示がある場合は、この限りでない。
 - 3 特定秘密文書等を特定秘密表示又は前項の規定により付した「特定秘密文書」の文字を含めて複製したときは、当該文書について前2項の表示をすることを要しない。
 - 4 特定秘密文書等に記録されている特定秘密が外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（以下単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、特定秘密表示に加え、当該外国の政府等を

示す表示を第1項各号に準じてするものとする。ただし、特定秘密である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合又は外国の政府等を示す表示が既になされている場合は、この限りでない。

- 5 第1項第1号又は第3号の規定により行う特定秘密表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(特定秘密の指定の有効期間の満了に伴う措置)

第7条 保全責任者は、令第8条第2項の指定有効期間満了表示をするときは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により、特定秘密表示の抹消をした上とするものとする。

- (1) 特定秘密であった情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法により抹消し、抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により、令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。
- (2) 特定秘密であった情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにする方法により抹消し、令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密であった情報を記録し、又は化体する物件 刻印によって特定秘密表示をしているときは当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって特定秘密表示をしているときは当該表示に赤色の二重線を付することその他これらに準ずる確実な方法により抹消し、抹消した特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により、令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で付すること。

2 前項第1号の規定は、第6条第2項に規定する文書又は図画がつづりの一部である場合において当該つづりの表紙に「特定秘密文書」の文字が付されている場合について準用する。

- 3 前項第1号又は第3号の規定により行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦12ミリメートル、横40ミリメートルとする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

(特定秘密の指定の解除に伴う措置)

第8条 前条の規定は、令第11条第2項の指定解除表示をするときについて準用する。この場合

において、同条第1項中「令第8条第2項」とあるのは「令第11条第2項」と、同条第1項及び第3項中「指定有効期間満了表示」とあるのは「指定解除表示」と、同条第1項中「令別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは「令別記第3様式の「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

第3章 特定秘密の取扱いの業務

第1節 保護のための環境整備

(立入禁止)

第9条 特定秘密管理者は、特定秘密が取り扱われる場所について、特定秘密の保護上必要があるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、特定秘密管理者の許可を受けた者はこの限りでない。

2 特定秘密管理者は、前項の規定により立入りを禁止した場合は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(機器持込み制限)

第10条 特定秘密管理者は、次の各号に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。以下この条において同じ。）の持込み（以下この条において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。ただし、保全責任者の許可を受けた者が、保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

(1) 前条第1項の規定により立入りが禁止された場所

(2) 日常的に特定秘密を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ特定秘密を取り扱う場合には当該区画に限る。）

(3) 特定秘密を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）

(4) 特定秘密文書等を保管する保管施設

2 特定秘密管理者は、前項の規定により機器持込みを禁止した場合は、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

(特定秘密文書等の保管庫等)

第11条 特定秘密文書等（電磁的記録を除く。）は、鋼鉄製の箱等施錠機能を有し、かつ十分な強度を有する保管庫において保管するものとする。

2 特定秘密文書等（文書又は図画に限る。）は、他の文書と明確に区別できるように区分し、格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3 特定秘密文書等（電磁的記録に限る。）を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、若しくは接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第14条において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第13条第2項及び第4項において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、必要な物理的措置を講ずるものとする。

（特定秘密の保護のための施設設備の確保）

第12条 特定秘密管理者は、前条に定めるもののほか、特定秘密文書等を保管するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

（特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等）

第13条 特定秘密である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、委員長等及び法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの特定秘密の取扱いの業務を行う者（以下「特定秘密取扱業務者」という。）以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることができないようにするための措置が講じられたものとして特定秘密管理者が認めたものにより取り扱うものとする。

2 特定秘密管理者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を前項に規定する電子計算機で取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、当該内容を記録し、保存するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、委員長等及び特定秘密取扱業務者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、情報セキュリティに関して適切な対応をとるものとする。

4 委員長等及び特定秘密取扱業務者は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、当該情報の暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

（特定秘密文書等管理簿）

第14条 保全責任者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いを行ったときは、特定秘密文書等管理簿（様式第1号）によりその状況を明らかにしておくものとする。この場合において、情報の保護上、特段の必要がある特定秘密文書等については、他の特定秘密文書等に係る特定秘密文書等管理簿と別に特定秘密文書等管理簿を作成することができる。

第2節 作成

（特定秘密文書等の作成）

第15条 特定秘密文書等の作成をするときは、作成する特定秘密文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

(登録番号の表示)

第16条 保全責任者は、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、登録番号（特定秘密文書等ごとに付す番号をいう。以下同じ。）の表示をするものとする。ただし、当該特定秘密文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 特定秘密表示又は「特定秘密文書」の文字の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。
- (2) 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、特定秘密表示と共に赤色で認識することができるようにすること。
- (3) 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 特定秘密表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により赤色で付すること。

第3節 交付、運搬、伝達等

(交付の方法等)

第17条 特定秘密文書等を交付しようとするときは、特定秘密管理者の承認を受けた上、手交又は電気通信による方法（電子メールその他インターネットを通じた方法を除く。）により行うものとする。

- 2 前項の手交による方法により交付するときは、交付の対象者又は交付の対象者が指名した者（法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第21条、第25条、第27条第3項において同じ。）から特定秘密文書等受領書（様式第2号）を徴するものとする。この場合において、特定秘密文書等受領書を徴することができなかつたときは、特定秘密文書等管理簿に必要事項を記載するものとする。
- 3 第1項の規定により手交した特定秘密文書等が貸与に係るものであるときは、特定秘密管理者の指示を受け、当該特定秘密文書等の返却時期を明示した上行うものとする。
- 4 第1項の電気通信による方法により交付するときは、暗号化その他特定秘密の保護に必要な措置を講じた上、交付するものとする。

(運搬の方法)

第18条 特定秘密文書等の運搬は、特定秘密取扱業務者のうちから保全責任者が指名する者が携

行することにより行うものとする。

- 2 前項の規定によることができないとき、又は当該方法が不相当であるときの運搬の方法については、特定秘密管理者の指示するところにより行うものとする。

(文書及び図画の封かん)

第19条 特定秘密である情報を記録する文書若しくは図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、特定秘密取扱業務者が携行する場合において、特定秘密管理者が特定秘密の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(物件の収納等)

第20条 特定秘密である情報を記録する物件又は特定秘密である情報を化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗視その他の危険を防止するため、運搬容器に収納し、施錠するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(文書等の接受)

第21条 封かんされている特定秘密文書等は、名宛人又は名宛人が指名した者でなければ開封してはならない。

(伝達の方法等)

第22条 特定秘密を伝達するときは、特定秘密管理者の承認を得た上、伝達の相手方に対して当該伝達の内容が特定秘密である旨を明らかにするとともに、当該特定秘密の内容を筆記することを差し控えるよう伝えるなどその保護につき、注意を促すための必要な措置を講ずるものとする。

- 2 特定秘密を電話により伝達するときは、暗号化による秘匿措置を講ずるものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、特定秘密管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合においては、略号を用いることその他の特定秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。
- 4 特定秘密を伝達する場合には、盗聴及び盗視の防止に努めるものとする。

第4節 保管等

(特定秘密文書等の保管)

第23条 特定秘密文書等は、保全責任者が保管するものとする。

- 2 保全責任者は、特定秘密文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、特定秘密文書等保管管理簿(様式第3号)により、特定秘密文書等の保管状況を明らかにしておくものとする。

(特定秘密文書等の取扱いの記録)

第24条 保全責任者は、特定秘密文書等取扱簿(様式第4号)により、特定秘密文書等の取扱い

の経過を明らかにしておくものとする。

(廃棄)

第25条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又は保全責任者が指名した者の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

(緊急事態に際しての廃棄)

第26条 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、粉碎その他の方法による当該特定秘密文書等の廃棄については、前条の規定は適用しない。

- 2 前項に規定する特定秘密文書等の廃棄をする場合は、あらかじめ警察庁長官（以下「長官」という。）の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、事後速やかにその旨を長官に報告するものとする。
- 3 特定秘密管理者は、第1項に規定する特定秘密文書等の廃棄をした場合には、当該廃棄に係る特定秘密文書等の概要、特定秘密の漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

第5節 検査

(定期検査及び臨時検査)

第27条 特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上、定期的に検査を実施するものとする。

- 2 特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査することができる。
- 3 特定秘密管理者は、前2項の検査をその指名した者に行わせることができる。
- 4 第1項及び第2項の検査においては、特定秘密文書等管理簿及び特定秘密文書等保管管理簿と特定秘密文書等の保管の状況の照合のほか、この規則に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を行うものとする。
- 5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項の検査状況について、長官に報告するものとする。

第6節 紛失時等の措置

(紛失時等の措置)

第28条 特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 委員長等 事故の内容に応じた適切な措置を講じるとともに、講じた措置の内容を特定秘

密管理者に通知すること。

- (2) 特定秘密取扱業務者（次号の規定による報告を受けた者を含む。） 事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。
 - (3) 委員長等及び特定秘密取扱業務者以外の者 事故の内容を当該特定秘密取扱業務者に報告すること。
- 2 特定秘密管理者は、前項各号の規定による通知又は報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該特定秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 特定秘密管理者は、前項の調査を実施し、又は前項の措置を講じた場合には、速やかに当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第4章 特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

（特定秘密の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置）

第29条 特定秘密の指定及びその解除又は兵庫県公安委員会文書管理規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第11号）第8条に規定する文書目録に記載された文書であって特定秘密である情報を記録するもの（以下「特定文書」という。）の管理が法、令及び運用基準に従って行われていないとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 委員長等 適切な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を特定秘密管理者に通知すること。
 - (2) 特定秘密取扱業務者（次号の規定による報告を受けた者を含む。） 適切な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。
 - (3) 委員長等及び特定秘密取扱業務者以外の者 特定秘密の指定若しくはその解除又は特定文書の管理が法、令及び運用基準に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該特定秘密取扱業務者に報告すること。
- 2 特定秘密管理者は、前項各号の規定による通知又は報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その事実が特定文書の管理に関するものである場合には、速やかに必要な調査を行うものとする。
 - 3 前項の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第5章 雑則

（指定前の取扱い）

第30条 特定秘密として指定されることが予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じて、保護に努

めるものとする。

(国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)

第31条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、あらかじめ長官の承認を得るものとする。

(国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い)

第32条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密については、この規則に定めるもののほか、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第33条 この規則に定めるもののほか、特定秘密の保護に関し必要な措置は、委員会の承認を得て、特定秘密管理者が講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から法附則第2条に規定する政令で定める日の前日までの間においては、第13条第1項及び第17条第2項の適用については、「法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者」とあるのは「特定秘密の取扱いの業務を行うこととされている者」とし、第4条第4項の規定は適用しない。